

第4回行財政改革推進本部会議の概要

- 1 日 時 平成18年9月11日(月) 15時00分～16時00分
- 2 場 所 本庁(3階)F会議室
- 3 出席者 井上町長、荒木助役、江上助役、築地収入役、道津教育長 外27名
- 4 議 題 行政評価制度について
- 5 報 告 行財政改革実施計画ヒアリング(中間)について
民間委託推進ガイドラインについて(素案)
- 6 会議内容
(1) 議題 行政評価制度について

担当理事

- ・8月25日付けでプロジェクトチームから報告書の提出があった。本町にマッチした制度構築について、理念の明確化や基本方針はもとより、具体的な評価対象、手続フロー、導入方法等が盛り込まれている。
- ・先の行革大綱で「行政評価制度の導入」が謳われた主な理由は、事務事業の合理化(行政経費の節減、効率化)にあるが、ここで強調したいのは、職員の意識改革への効果が期待できる点である。前例踏襲に慣れている職員が、自からの仕事を一定の数値目標(成果目標)に対する到達度をもって自己評価することで、町民本位の視点から改めて事務事業を見直すきっかけになるものと思っている。
- ・こうした見直しは、無意識のうちに個々の職員レベルで行われてきたことは認めるが、今回、組織レベルで制度化して実施することに意義がある。
- ・行政評価制度に決定版はなく、他団体でも試行錯誤しながら自分達にあったものになっている。歩きながら考えていくことになる。

報告書に沿って概要説明

事務局

- ・導入の背景として、本町の厳しい財政状況の中、限られた行政資源を新たな課題や施策に投入する必要があるため、行政評価制度を導入して町民の視点に立った成果重視の行政運営が求められている。また、民間企業の発想や経営手法を可能な限り取り入れることができる。
- ・PLAN DO CHECK ACTION(PLAN)のマネジメントサイクルが行政評価制度の中核を占める。
- ・本町の制度では、「事務事業」と「基本事業」までを評価の対象とする。その上位階層である「政策」、「施策」は対象としない。また、長期総合計画の体系をもって、実際の事務事業を分類することとする。

- ・評価の実施主体は、事務事業で言えば、1次評価は担当課、2次評価と3次評価は三役、教育長、財政課長、まちづくり推進課長となる。基本事業は、事務事業が複数合わさったものなので、1次評価は関係課の合議で執り行う。
- ・導入スケジュールとして、事務事業評価については、平成18年度は一部試行（公表なし）、19年度は完全試行（公表）、20年度で完全実施となる。基本事業評価は1年遅れで導入する。
- ・平成18年度の一部試行の実施に当たり、まずは、対象事務事業を総合計画に沿ってツリー化すること。一部試行につき全部を評価せず、各所属の各班1事務事業以上を評価することとする。ただし、19年度の新規事業は全て評価対象とする（新規の20年度国庫補助事業も同様の扱い）。
- ・今後、試行を通じて庁内外の意見を集約、見直しを行うことで、本町にあった制度の構築を図っていきたい。

行政評価制度【概要版】で説明

本部長（町長）

- ・新規事業を議会に諮る前に町民に公表して問題ないのか。

議会事務局長

- ・議会の議案審議を経て最終決定となることに変わりはないから、議案の作成段階で町民の意見を聞くことについては問題ないと思う。

本部長

- ・町民の意見を聞く前に、専門家や関係団体の意見も反映できる仕組みになっているのか。

担当理事

- ・そもそも新規事業を企画をする段階で、専門家等の意見聴取は済ませておくべきものと思う。当該意見を踏まえた企画が評価対象となる。

税務課長

- ・1次評価では自分で作り上げた事業を自己評価することになるが、評価の客観性は保てるのか。2次評価でも、たとえば、まちづくり推進課長が評価者になっているが、同課の事業評価は客観的と云えるのか。

事務局

- ・今回の評価では、各事務事業ごとに目標数値（＝成果指標）を設定して、実施年度の事務事業量（＝活動指標）でどれだけ達成できるかを、数値で測ることにしているので客観性は保てると思う。また、2次評価は三役等の合議制である。

消防長

- ・町民に求める意見とは、公表された事務事業の全体に対する意見か。それとも個々の事務事業に対するものか。

事務局

- ・個々の事務事業に対するものである。町民が関心のある事務事業を選び、それ

に対して意見がなされることを想定している。

総務課長

- ・事務事業評価については、19年度に完全試行となり、町民に公表することになる。公表そのものに反対ではないが、試行段階での公表は慎重に取り扱うべきではないか。一旦、公表していたものを、後で止めたというのは難しいと思うがどうか。

事務局

- ・18年度は一部試行につき公表は行わないが、やはり、全面試行となる19年度では、町民への公表や意見徴収に対する対応も含めて試してみる必要がある。

副本部長（江上助役）

- ・公表を中心に様々意見もあったが、18年度の一部試行を終えたところで、プロジェクトチームにおいて検証作業が行われるようなので、当面、報告書に沿って導入を進めていくことで決したいと思う。

(2) 報告

行財政改革実施計画ヒアリング（中間）について

財政課長

- ・本年4月に17年度の実績と今年度の取組み予定を各課にお聞きしたが、その後の取組み状況について、課を絞って再度ヒアリングを実施したい。

民間委託推進ガイドラインについて（素案）

総務課長

- ・行革大綱の「民間委託推進ガイドラインの策定」に沿って素案を作成した。次回以降これが成案化されれば、具体的な民間委託の推進計画を作っていく予定にしている。